

委託業務特記仕様書（令和3年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

（ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した

内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議)

第6条 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

特記仕様書

1. 業務概要と目的

本業務は、既往の点検結果及び重要水防箇所の評価を踏まえ、宍喰川水系宍喰川において、護岸詳細設計を実施するものである。

2. 業務内容

(1) 計画準備

本業務の実施にあたり、業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、業務遂行にあたっての技術的方針及びスケジュールを検討し、業務計画を立案・作成する。

(2) 資料収集整理

既存資料(既往設計、重要水防箇所に関する資料、点検結果等)を収集・整理し、その内容を把握する。

(3) 現地踏査

設計区間の河道及び堤防の整備状況、周辺部の地形・土地利用状況、既存施設状況、支障物等を現地踏査にて把握し、河川状況とその特性を整理する。

(4) 基本事項の決定

1) 護岸配置計画

護岸の具体的な配置及び浸透対策の必要性の有無を確認のうえ、護岸形式・構造を設定する。

2) 構造物との取付検討

上下流端の既設堤防・護岸や既設構造物等との取付検討を行う。

(5) 本体設計

1) 基礎工検討諸元設定

護岸断面の安定検討を行うに当たり、当該設計範囲の地質、流速等の最新のデータを整理し、計算断面の選定と土質の定数等の決定及び基礎工法を決定する。

2) 安定計算

基礎工法の検討結果を基に、代表断面について安定計算を行い、安全性を確認する。なお、浸透対策が必要となる場合は、浸透に対して安全な構造とする。

(6) 施工計画

1) 施工計画

当該工事の施工方法を検討し、最適な施工計画案を立案する。

2) 仮設計画

施工計画により必要となる仮設構造物(仮締切、工所用道路等)を計画する。

(7) 図面作成

検討結果を踏まえて、工事発注に必要な設計図面を作成する。

(8) 数量計算

数量計算書は、徳島県「土木工事数量算出要領」に基づき作成する。

(9) 照査

照査技術者は、徳島県「詳細設計照査要領」に基づき実施し、照査報告書として提出する。

(10) 報告書作成

業務の目的を踏まえ、各段階で作成された成果を基に業務の方法、過程、結論についてわかりやすく報告書にとりまとめる。

成果品の提出は、下記の通りとする。

- ・ 報告書(紙媒体：A4 チューブファイル綴じ) 1部
- ・ 電子成果品(電子媒体) 2部(正副各1部)

(11) 打合せ協議

打合せは原則として次の時点で実施する。ただし、その他にも電話連絡、電子メール等により発注者の意図が十分反映できるように配慮する。

①業務着手時 1回 ②業務中間時 3回 ③成果納入時 1回

また、本業務を、Web会議の対象業務とし、対面による打合せをWeb会議とすることができる。

Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定する。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認する。

Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認する。

なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施実況写真を添付する。